

要 望 書

全国市議会議長会は、令和5年度地方税財政対策に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和4年6月30日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 清 水 富 雄
(横浜市議会議長)

全 国 市 議 会 議 長 会 地 方 財 政 委 員 会
委 員 長 阿 部 銀 次 郎
(三条市議会議長)

目 次

【第98回定期総会決議】

1	ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議	1
2	多様な人材の市議会への参画促進に関する決議	6
3	新型コロナウイルス感染症対策に関する決議	13
4	頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議	17

【第158回地方財政委員会議決事項】

1	地方税財政について	23
2	地方債計画について	27
3	地方公営企業について	29
4	国庫補助負担金について	30

ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症の数次にわたる波状的なまん延は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えるとともに、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などと相まって経済・社会・地域の構造変化に拍車をかけている。地方移住の増加やテレワークの普及など国民の価値観や生活様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実や防災・減災対策の推進、地域の資源を活かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、今後の感染状況に適切に対応しながら、ポストコロナのわが国の未来像を幅広く展望し、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財政の充実

(1) 令和5年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続き、地方財政の恒常的な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増す

ることがないよう、その発行を可能な限り縮小すること。

(2) 地方税の充実確保等

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 土地に係る固定資産税について、商業地の課税標準額の上昇額を半減する負担調整措置については令和4年度限りとするとともに、令和5年度以降は負担の均衡化に向けた既定の措置を確実に行うこと。
- ② 償却資産に係る固定資産税について、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ③ ゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
- ④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
- ⑤ 自動車関係税の見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼすがないようにすること。
- ⑥ 法人課税に関する国際協調を踏まえて国内の税制を整備する場合は、地方税制においても適切に対応すること。

(3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成するため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2 地方創生の推進

(1) デジタル田園都市国家構想の着実な推進

デジタル田園都市国家構想について、基本的な方針と具体的な取組内容を早急に明らかにするとともに、人的、技術的、財政的な支援により有効な取組事例の横展開を推進する仕組みを構築すること。

また、デジタル田園都市国家構想の具体化を踏まえ、まち・ひと・しごと創生基本方針及び同総合戦略の内容を見直し、地方自治体に対する支援策を充実すること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充

地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(3) 地方創生関連交付金の拡充等

① 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の予算枠の拡充と複数年度にわたる施設整備事業の採択件数の拡大を図ること。

また、交付に係る申請手続の簡素化を図ること。

② 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。

③ 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置などコロナ禍を踏まえた地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの緩和を進めること。

その際、事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースで

の適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と機能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域におけるデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバー等のデジタル基盤を早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられるがないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供にかかる取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 分散管理によるデジタル共通基盤の整備等

国・地方の情報システムの標準化・共通化、国・地方の保有情報のデータベース化とその有効活用などデジタル共通基盤の整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえ、自治体独自の活用にも配慮した柔軟なシステムとするとともに、それぞれの情報の管理主体が分散管理する方式を前提とすること。これらに伴う地方負担については、国による十分な財源措置を講じること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材の育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

5 その他

地方制度調査会の運営に当たっては、複雑・多様化する地方自治の制度と運用のあり方について調査審議を進めるため、総会及び専門小委員会における地方代表の発言機会を拡充すること。

以上決議する。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これから市議会が期待される使命を果たす上でふさわしいものか、疑問を呈する指摘がある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多く市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

よって、国においては、来年春の統一地方選挙に向けて、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

1 地方議会の位置付け・議員の職務の明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会の意思決定機関としての位置付けや住民の代表者としての議員の職責について、令和5年度の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すること。

2 会社員が立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割を会社員が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業が認められる場合には議員活動ができる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 (議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、当面は、会社員も兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

7 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基

づいて、議員活動と出産育児等の両立支援のために地方議会が実施する体制整備等の取組について支援を行うこと。

8 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

9 地方議会のデジタル化の促進

本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。

10 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
 - ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

11 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化

1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異や、議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第176条第1項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明

確に規定すること。

5 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

6 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

7 地方議会のオンライン開催

感染症のまん延や大規模災害の発生により委員会を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な議員についてはオンラインでの参加を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充を図ること。

8 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

9 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

以上決議する。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

一昨年来、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株が猛威を振るうなど度重なる感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が繰り返し発令・延長されてきた。

一連の感染拡大防止対策の長期化により地域経済が危機的な状況に追い込まれており、対象地域はもとより、それ以外の地域においても国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしている。

そのような中、感染症の収束に向け、ワクチンの追加接種や対象年齢の引き下げが進められているが、引き続き感染拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症拡大防止等について

- (1) 新たな変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合は、迅速かつ的確に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を発令し、国として万全の措置を講じること。
- (2) まん延防止等重点措置の適用及び解除に当たっては、対象区域の市区町村の意見を尊重するとともに、変異株の特性等を踏まえ、機動的かつ柔軟な対応が可能となるようにすること。
- (3) ワクチン接種を円滑かつ着実に進めるため、ワクチン及び接種に必要な資材については、国の責任において十分な量を安定的に確保・供給すること。

- (4) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的で正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。
- (5) ワクチンの追加接種(ブースター接種)の実施に当たっては、科学的な知見に基づいた検証を行うとともに、市区町村の接種実施計画の策定に資するよう、早急に方針を示すこと。
- (6) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の自費検査を行う民間検査機関において陽性結果が出た場合、確実に保健所へ連絡が届く仕組みを早急に構築すること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 医療資源の偏在調整のため、感染者が多く発生している地域に対し、医師や看護師を融通することが可能となる仕組みを設けること。
- (2) 医療機関の役割分担や連携を図り、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。その際、都道府県の区域を越えた地方自治体間の患者移動を円滑にする広域入院など柔軟な対応を可能とすること。
- (3) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な運用が可能となるようにするとともに、更なる増額や対象事業の拡大を図ること。
- (5) 感染患者の受入れの有無にかかわらず、一般患者の受診控えや受入制限による入院・外来患者数の減少等により多くの医療

機関において医業収支が悪化していることから、引き続き地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。

- (6) 感染再拡大に備え、更なる病床と宿泊療養施設の確保、臨時医療施設の設置、自宅療養における適切な医療の提供等の取組を支援すること。
- (7) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

3 偏見・差別・虐待等の防止について

- (1) 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供や啓発を行うなど必要な対策を講じること。
- (2) 社会環境の変化や休業・失業等に伴う生活不安やストレスにより増加・深刻化している児童虐待・DV被害について、相談窓口や支援体制の周知及び充実を図ること。

4 経済対策等について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、地方自治体が必要とする額を十分に確保し、早急に追加配分を実施するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。
- (2) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる延長を図るとともに、事業者や労働者に対し制度の周知や利用促進を図ること。

- (3) G o T o キャンペーン事業の再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の要因とならないよう、今後の感染状況を注視しつつ地方の意見を踏まえ、弾力的に対応すること。
- (4) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略を策定するに当たっては、科学的・医学的根拠に基づき、地方の意見も十分に踏まえた検討を行うとともに、国民に対し丁寧で分かりやすく説明すること。

以上決議する。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策 及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るために、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における新型コロナウイルス感染症対策も重要となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

2 土石流対策の強化について

昨年の熱海市における土石流災害の発生を踏まえ、盛土等の崩落による人家などへの被害が生じないよう、規制の強化を図るとともに、地方自治体による安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援の充実を図ること。

3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靭化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化とともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。また、インフラの防災・老朽化対策について、地方自治体にとって自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。
- (3) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靭化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靭化を図ること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。

- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援法については、上限額の引上げを図ること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に万全を期すため、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などに十分な財政支援を講じること。また、応援職員やボランティア等に対する感染防止対策の推進を図ること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。

- (4) 地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測向上のための二重偏波気象レーダーの設置や多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

1 地方税財政について

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある一方、地方財政は、巨額の財源不足が生じる厳しい状況が続いている。

また、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等が地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしており、地方税財政を取り巻く状況は不透明さを増している。

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れ等が懸念される中、令和5年度においても、大幅な地方財源不足が見込まれる。

については、新型コロナウイルス感染症への対応や地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、デジタル化、地球温暖化対策、人口減少対策、地域の活性化対策など地方の財政需要を適切に地方財政計画に計上し、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮減するとともに、償還財源を確保すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、所要額の十分な確保や対象事業の拡充を図るとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となるようにすること。また、地方創生臨時交付金については、基礎自治体である市町村に対し速やかに直接交付すること。
- (4) 地域の実情に応じて住民生活を支えるため、地方自治体が機動的かつきめ細やかに対策を実施することができるよう、これまでにない思い切った地方財政措置を講じること。
- (5) 今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。
- その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図ること。
- (6) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的な確保を図ること。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施するべき性質のものである。制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行うべきではなく、更なる対象の拡充は認められず、現行の特例措置等は、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (7) 自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。
- (8) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- (9) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (10) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保すること。

2 地方税財源の充実確保

- (1) 個人住民税については、その充実確保を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。また、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。
法人住民税均等割についても、広く住民が地域社会の費用を分担するものであることから、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (2) 森林環境譲与税については、市町村の使途状況、林業需要等を勘案し、必要に応じ譲与基準など所要の見直しを行うこと。

- (3) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地関係施設が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。
- (4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ることとし、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。
- (5) 地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方自治体の行財政改革により生み出す財源は地方に確実に還元すること。
- (6) 新庁舎整備に係る新たな財政支援制度の創設等、支援の拡充を図ること。

3 政令指定都市・中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。

また、中核市・施行時特例市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を設けること。

4 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

2 地方債計画について

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

3 緊急防災・減災事業債制度の恒久化・拡充

緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、地方の実情を踏まえて対象事業を拡充し、財政措置を充実・強化すること。

4 緊急浚渫推進事業への財政支援

緊急浚渫推進事業について、今後も災害を未然に防止し、安心して安全な生活ができる河川環境を保持するため、継続かつ安定的な財政支援を図ること。

5 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生を総合的に支援する特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

6 合併特例債の制度拡充

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

なお、建築費単価の上昇により、所要の事業実施に支障が生じないよう、適切な措置を講じること。

7 過疎対策事業債の所要額確保

過疎対策事業債の対象事業の拡充や、ソフト分に係る発行限度額の引上げなど所要額を確保すること。

8 公的資金補償金免除繰上償還の再実施

公債費負担の縮減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、対象となる団体、資金区分、年利等の要件を緩和した上で措置を再度実施すること。

9 元利償還金に対する地方交付税措置

地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

3 地方公営企業について

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実すること。

また、水道施設の再構築及び安全強化のための整備に関する国庫補助採択基準の緩和、配水支管に対する新たな補助制度の創設など上・下水道事業の施設整備に対する財政措置を充実すること。

3 地方公営企業の広域化等への支援

地方公営企業の事業統合・再編を含む広域化等の取組に対する支援を強化すること。

4 国庫補助負担金について

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

2 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

